

不服申立て事案答申第 112 号の概要について

1 件名

公安委員会宛苦情に関する調査結果（報告）の不訂正決定に関する件

2 事案の概要

審査請求人は、平成 26 年 7 月 8 日付けで愛知県個人情報保護条例（平成 16 年愛知県条例第 66 号。以下「条例」という。）に基づき、「公安委員会宛苦情に関する調査結果（報告）」（以下「本件対象文書」という。）のうち、9 ページ 9 行に記載された「午後 7 時 30 分」（以下「本件保有個人情報」という。）について、愛知県警察本部長（以下「警察本部長」という。）に対して自己情報訂正請求を行った。

これに対し、警察本部長が同年 8 月 6 日付けで不訂正決定を行ったところ、審査請求人は、地方検察庁の起訴状では「7 時 28 分」である等の理由で、不訂正決定の取消しを求める審査請求を行った。

3 実施機関の不訂正決定の理由

実施機関は、次の理由により、本件保有個人情報を不訂正としたというものである。

(1) 苦情について

ア 定義

苦情とは、警察職員が職務執行において違法、不当な行為をしたり、なすべきことをしなかったことにより何らかの不利益を受けたとして個別具体的にその是正を求める不服、又は警察職員の不適切な執務の態様に対する不平不満であり、明らかに警察の任務とはいえない事項についての警察職員の不作為を内容とするものはもちろんのこと、申出者本人と関係のない一般論として申し出られた苦情、提言、悲憤慷慨は対象とならない。

苦情には、文書により公安委員会に苦情の申出ができる苦情申出制度（以下「公安委員会宛苦情」という。）と警察に直接申出ができる苦情申出制度（以下「警察宛苦情」という。）がある。

イ 公安委員会宛苦情

(ア) 概要

公安委員会宛苦情は警察法（昭和 29 年法律第 162 号）第 79 条に規定されており、公安委員会に対して警察職員の職務執行について苦情の申出があったときは、法令等に基づき、これを誠実に処理して、処理の結果を申出者に通知する制度であり、苦情を組織的に処理することで、不適切な職務執行や非能率的な業務運営を把握し、問題点を確実に是正していくことを目的として平成 13 年 6 月 1 日施行されたものである。

公安委員会宛苦情は、公安委員会に対して文書（苦情申出書）により申し出ることができ、申出のあった苦情について、公安委員会はその処理の結果を文書により申出者に通知しなければならない。

公安委員会宛苦情の処理手続については、警察法第 79 条及び苦情の申出の手続に関する規則（平成 13 年国家公安委員会規則第 11 号）、苦情の取扱いに関する規程（平成 13 年愛知県公安委員会規程第 5 号）、公安委員会宛の苦情の取扱いに関する規程（平成 13 年愛知県警察本部訓令第 18 号）において定められている。

(イ) 処理の流れ

- a 公安委員会宛てに送付又は持参された苦情申出書については、事務局（愛知県警察本部総務部総務課公安委員会室）が整理し、公安委員会が受理する。
- b 苦情を受理した公安委員会は、警察本部長に対し、事実関係の調査及びその結果を踏まえた措置について報告を求める。
- c 警察本部長は公安委員会からの指示に従い、苦情の対象となった職務執行を行った職員の所属（以下「苦情対象所属」という。）に対し、事実関係の調査及びそれを踏まえた措置を講じさせ、その結果の報告を求める（苦情対象所属に対する調査指示は事務を担当する愛知県警察本部警務部住民サービス課長（以下「住民サービス課長」という。）が行う。）。
- d 苦情対象所属は、苦情に関する調査結果等を住民サービス課長を経由して警察本部長に報告し、住民サービス課長が調査結果等を公安委員会に報告する。
- e 報告を受けた公安委員会は、調査結果等を基に、申出のあった苦情に係る事実関係の有無、事実関係が確認できた場合には、苦情の対象である職務執行の問題点の有無、問題点のある職務執行については、講じた措置等について、文書（苦情処理結果通知書）で申出者に通知する。

(2) 本件保有個人情報について

本件保有個人情報は、審査請求人が公安委員会宛に申し出た苦情に対し、警察法第 79 条にのっとり、苦情対象所属である警察署長が作成し、愛知県警察本部警務部住民サービス課（以下「住民サービス課」という。）を経由して警察本部長に提出された本件対象文書に記載された情報である。

(3) 不訂正決定の経緯

ア 条例第 32 条は、訂正請求があった場合は、当該請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報を訂正することを義務付けており、保有個人情報の利用目的に照らして、訂正の必要がないときは、訂正する義務はない。

イ 本件対象文書は、審査請求人が申し出た公安委員会宛苦情に対し、当該苦情に

関係する警察官から聴取した情報に加え、様々な情報を整理・分析し、警察官が職務執行等において違法、不当な行為をしたり、なすべきことをしなかったことにより何らかの不利益を与えた事実関係の有無の調査結果を、責任者である警察署長がまとめたものである。

ウ 本件保有個人情報、申出のあった苦情に関し、事情聴取に基づいて把握した、警察署が特定していた事故発生日時は何時であったかという過去の事実の調査結果を記録した部分である。

エ 調査の結果、記載部分について、保有個人情報の利用目的に照らし、訂正しなければならないような不備は認められなかった。

オ 条例第 30 条は、訂正請求をする者は、実施機関に対し、訂正請求の内容が事実に合致することを証明する書類等を提示し、又は提出しなければならないこととしているが、審査請求人が訂正請求時において提出した「起訴状の写し」と請求箇所との関連性はないことから、当該書類をもって請求内容である、当時警察署が特定していた事故発生日時が誤りであったとは認めることはできないことから「起訴状の写し」は、事実に合致することを証明する書類とは認められなかった。

(4) 不訂正決定の理由

本件保有個人情報には保有個人情報の利用目的に照らし、訂正しなければならないような記載は確認できず、また、条例に定める、請求人が提出しなければならないとされている「請求の内容が事実に合致することを証明する書類」が要件を満たしていないことから、当該請求に理由があるとは認められないため、不訂正とする決定を行ったものである。

4 審議会の結論

本件保有個人情報について、不訂正とした決定は妥当である。

5 審議会の判断要旨

(1) 判断に当たっての基本的考え方

ア 条例は、第 1 条に規定されているとおり、県の機関の保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する個人の権利を明らかにし、もって県政の適正な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的として制定されたものである。

このうち、訂正請求については、正確でない個人情報に基づいた行政処分その他の行政行為等により、本人が不測の権利利益の侵害を被ることを未然に防止するため、条例第 29 条で、開示決定等に基づき開示を受けた保有個人情報について必要な訂正を請求することができることと定めている。

訂正は「保有個人情報の内容が事実でない」場合に行われるものであり、訂正の対象は「事実」であって、評価・判断に及ばないものである。

また、条例第 30 条第 2 項で、訂正請求をする者は、訂正請求の内容が事実と合致することを証明する書類等を提示し、又は提出しなければならないと規定している。これは、訂正請求制度が、保有個人情報の内容が事実でないとの主張のみをもって訂正を求めることを認めるものではないという趣旨であり、実施機関は、請求者から提示又は提出された書類等によって訂正請求の内容が事実と合致することが証明されるかどうかの確認調査を行うことを予定していると解される。

調査等の結果、訂正請求に理由があると認めるとき、すなわち、請求どおり保有個人情報が事実でないことが判明したときは、実施機関は条例第 31 条の規定に基づき、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報を訂正しなければならないとされている。

イ ところで、不服申立てがあった場合、審議会は、条例第 46 条第 1 項により、諮問実施機関に対し、開示決定等に係る保有個人情報の提示を求めることができ、同条第 3 項により、当該保有個人情報に含まれている情報の内容を審議会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、提出するよう求めることができるほか、同条第 4 項により、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人又は諮問実施機関に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査を行うことができる。

しかしながら、訂正請求の場合、前述のとおり、条例第 30 条第 2 項において、訂正請求をする者に、訂正請求の内容が事実と合致することを証明する書類等の提示又は提出を求めており、実施機関は、請求者から提示又は提出された書類等によって訂正請求の内容が事実と合致することが証明されるかどうかの確認調査を行うことを予定していることに鑑みると、条例は、審議会についても、不服申立人及び実施機関から提出された書類等をもとに審査を行うことを予定しているのであり、それ以上に、審議会自らが訂正請求の内容が事実と合致することの証拠を収集して事実の究明を行うことまで求めているものではないと解される。まして、審議会が裁判所のように強制力を伴った調査権限は付与されておらず、また、不服申立人と実施機関とを当事者として審理に関与させ、その弁論を聴き、その提出する証拠について当事者に防御権を尽くさせた上で、取り調べて判決を下すという口頭審理を原則とする裁判手続類似の仕組みをとるものではなく、さらに、準司法的手続としての行政審判を行う権能及び権限を持つものでもない。

よって、当審議会においては、審査請求人及び実施機関双方の主張、提出資料及び意見陳述等から得られた客観的な情報の範囲内で、訂正請求の内容が事実と合致すると認められるか否かについて審査を行うこととなる。

ウ 以上のことを踏まえ、当審議会は、実施機関の保有する個人情報の訂正を請求する個人の権利が不当に侵害されることのないように条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件保有個人情報について

審査請求人が行った自己情報開示請求に対して、警察本部長は本件対象文書等を特定した上で、一部開示決定を行った。

本件対象文書は、審査請求人が公安委員会宛に申し出た苦情に対し、苦情対象所属である警察署長が作成し、住民サービス課を経由して警察本部長に提出された公安委員会宛苦情に関する調査結果(報告)である。この本件対象文書の9ページは、審査請求人からの申出のあった苦情に関し、警察署が事故発生当初、特定していた事故発生日時はいつであったかという過去の事実を記録した部分であるが、この事故発生時間について「午後7時30分」を「午後7時28分」にするよう求める訂正請求が平成26年7月8日に提出された。これに対し、警察本部長は同年8月6日に不訂正決定を行ったが、本件保有個人情報は、本件対象文書のうち、本件訂正請求に対して不訂正とした9ページの「午後7時30分」である。

(3) 本件保有個人情報が訂正すべき情報に該当するか否かについて

当審議会において実施機関に確認したところ、審査請求人が訂正を求めている本件保有個人情報については、交通事故捜査の初期段階において、警察署が消防署からの110番通報の入電時間が午後7時35分であったことから、事故発生時間を午後7時30分頃と暫定的に特定した情報とのことである。

しかし、これは前述したとおり事故当初での暫定的な特定であり、その後の事件送致時においては、消防署の119番通報の確知時間が午後7時29分であることを警察署は確認し、事故発生時間を午後7時28分頃と特定し直し、地方検察庁に送致しているとのことである。

このことから、本件保有個人情報は、事故発生当初において、暫定的に「午後7時30分」を事故発生時間と特定したということを示しているだけであるため、訂正する必要があるとまではいえない。

(4) 審査請求人から提出された書類について

審査請求人が自己情報訂正請求書に添付した起訴状は、警察署が最終的に事故発生時間を午後7時28分と特定した結果を踏まえ検察が作成したものである。そこに記載された時間は、前記(3)で述べたとおり、事件送致時において、消防署の119番通報の確知時間が午後7時29分であることを警察署が確認し、事故発生時間を午後7時28分頃と特定し直したものであるが、本件保有個人情報は暫定的に特定された時間であるため、これをもって訂正請求の内容が事実であることを証明することにはならない。

(5) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、本件保有個人情報の訂正の要否については、前記で述べたとおりであり、審査請求人のその他の主張は、当審議会の判断に影響を及ぼすものではない。